

県南広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年4月7日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 東和花巻温泉線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 花巻市矢沢第4地割75番6地先から14番1地先まで
 - (2) 花巻市矢沢第8地割175番1地先から第9地割548番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月7日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 令和5年4月7日から同年5月8日まで